

**EU の循環型経済政策（第 1 回）
2022 年政策パッケージ第 1 弾において
EU が目指すものとは**

2022 年 10 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに	1
1. 政策パッケージの概要	2
2. 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案.....	7
3. 持続可能な循環型繊維製品戦略.....	14
4. 建設資材規則改正案.....	22
5. グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメント	27

〈図表目次〉

表 1：2022 年 3 月 30 日発表の政策パッケージに含まれる主な文書とその概要.....	3
図 1：2022 年 3 月 30 日発表の政策パッケージに含まれる主な文書と内容.....	6
表 2：「持続可能な循環型繊維製品戦略」の主な施策	20
表 3：「建設資材規則」と同改正案の建造物の持続可能性に関する基礎的要件の比較....	25

はじめに

EU が 2019 年に発表した成長戦略「欧州グリーン・ディール」では、製品をできるだけ長く使い、再利用、リサイクル、再生することで、資源を経済システムの中でできるだけ長く循環させる「サーキュラーエコノミー（本稿では以下、循環型経済と表記）」への移行を、その中核的な政策目標と位置付けた。

本レポートでは、欧州委員会が 2022 年 3 月 30 日に発表した循環型経済に関する政策パッケージについて紹介する。同パッケージの中心となったのは、エコデザインの適用範囲の拡大と持続可能性の強化など、製品の持続可能性の促進のためのイニシアチブである。また、繊維製品に関する EU の戦略や、建設資材に関する規則の改正案に加え、消費者のエンパワーメントに関する取り組みが含まれた。

なお、欧州委員会は 2022 年 11 月末に、包装に関する規制強化や代替プラスチックに関する政策枠組みなどを含む、第 2 弾となる循環型経済政策パッケージを発表するとしている。ジェトロでは、この政策パッケージについても、発表後、調査レポートの公表を予定している。

本レポートは、2022 年 10 月 25 日時点の情報に基づき作成したものだが、法律改正や、各種ウェブサイトの URL・リンク先の変更などによって、その後変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではない。

2022 年 10 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

1. 政策パッケージの概要

(1) 循環型経済と「欧州グリーン・ディール」

欧州委員会は 2015 年、プラスチックや食品廃棄物などを優先分野とし、製品の製造と消費、廃棄物処理、二次原材料に関する取り組みを盛り込んだ「循環型経済行動計画」を初めて発表した¹。その後、2019 年 12 月に就任したウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長が率いる欧州委員会は、気候政策を重点分野に位置付け、持続可能な EU 経済の実現に向けた成長戦略「欧州グリーン・ディール」²を 2019 年 12 月に発表。「2050 年までの温室効果ガス（GHG）の実質排出ゼロ〔気候中立（climate neutral）〕」、「経済成長と資源の利用のデカップリング（切り離し）」、気候中立への移行において「誰も、どの地域も取り残さない」の 3 つを主な目標として掲げた。

欧州委員会は 2020 年 3 月、グローバルな地政学的変動と競争激化という状況において、欧州の競争力維持と戦略的自立性の強化、産業のグリーンおよびデジタルへの移行との両立を目指す「新産業戦略」³を発表。また、同戦略の一環として、2050 年までの気候中立という目標に向けて、製品の設計、製造から利用、再利用、資源としての再生利用まで、ライフサイクル全体でのイニシアチブを打ち出した新たな「循環型経済行動計画」⁴を発表した。欧州委員会は、循環型経済への移行なくして 2050 年の気候中立目標は達成できないとの見方から、新たな循環型経済行動計画を「欧州グリーン・ディールの核」と位置づけた。

(2) 循環型経済に関する政策パッケージ

欧州委員会は 2022 年 3 月 30 日、製品の持続可能性の向上を目的とする循環型経済に関する政策パッケージを発表した⁵。同パッケージに含まれる主な文書は表 1 表 1：2022 年 3 月 30 日発表の政策パッケージに含まれる主な文書とその概要の通り。

¹ "Communication from the Commission: An EU action plan for the Circular Economy", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52015DC0614>

² "Communication from the Commission: The European Green Deal" 11 December 2019, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52019DC0640>
European Commission "A European Green Deal" (2022 年 9 月 15 日閲覧)、
https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en
ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」(2021 年 3 月)も参照、
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

³ "Communication from the Commission: A New Industrial Strategy for Europe" 10 March 2020, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0102>

⁴ "Communication from the Commission: A new Circular Economy Action Plan for a cleaner and more competitive Europe", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0098>

⁵ European Commission "Green Deal: New proposals to make sustainable products the norm and boost Europe's resource independence" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2013

表 1 : 2022 年 3 月 30 日発表の政策パッケージに含まれる主な文書とその概要

文書	種類	概要
持続可能な製品を規範とすることに関するコミュニケーション	コミュニケーション (政策文書)	パッケージに含まれる文書全体を総括する
持続可能な製品のためのエコデザイン規則案	法案 (規則案)	エコデザイン要件の対象品目の拡大、循環性に関する要件の導入、デジタル製品パスポート、廃棄の禁止など
2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画	コミュニケーション (政策文書)	「エコデザイン指令」の既存の枠組みにおいて、循環性を含む製品のエコデザイン要件の実施、強化、策定の作業計画を定める
持続可能な循環型繊維製品戦略	コミュニケーション (政策文書)	繊維製品の持続可能性を改善するためのファストファッション対策、マイクロプラスチック対策、繊維製品の廃棄物の輸出対策、繊維産業の社会的側面などへの取り組みを提案
建設資材規則改正案	法案 (規則案)	建設資材の標準化促進、循環性に関する要件の拡大など
グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメントのための消費者ルールの改正	法案 (指令案)	耐久性と修理可能性に関する情報提供の義務、早期の陳腐化とグリーン・ウォッシュ (実質を伴わない環境訴求) の禁止

(出所) "Communication from the Commission: On making sustainable products the norm", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0140>、その他の関連文書より作成。

同パッケージ全体を総括し、その方針を示した政策文書「持続可能な製品を規範とすることに関するコミュニケーション」⁶は、気候変動、生物多様性の喪失、新型コロナウイルス感染拡大による経済危機からの復興を踏まえた、持続可能な製品を規範とすることの重要性、さらに 2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻も言及し、地政学的な状況によっても市民と企業の負担がさらに増したと指摘。こうした危機は、現行制度の前提条件を問い直すことや、現在の経済モデルとエネルギー・システムの再考だけでなく、EU の資源やエネルギーの域外への依存と、この依存状態に起因する供給体制の脆弱性や企業活動への影響に対する対策を迫るものだと強調した。

また、同政策文書では、資源と材料の利用と製品の性能の改善によって、いかに市民の福利を向上させ、持続可能な成長を実現し得るかを検討する必要があると指摘。製品の消費エネルギーを抑制し、より効率的かつ長期間にわたって使用し、一次原材料ではなくリサイクル材を利用し、先進的な事業者の循環型経済モデルを普及させることによって、経済成長と

⁶ "Communication from the Commission: On making sustainable products the norm", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0140>

天然資源の利用・環境の劣化を切り離すこと（デカップリング）は可能だとする見解を示した。

また、EU レベルでのアプローチの調和により、競争力を高めながら、新たなビジネス機会と雇用も創出することで、持続可能な成長の実現に向けた単一市場のグリーン化や、消費者の支出削減が可能となることや、グローバルなバリューチェーンの断絶に対してよりレジリエントな（強靱的な）欧州経済を実現できるとも指摘。ひいては、2050 年目標の実現、生物多様性の回復、環境汚染の防止にも貢献し得ると強調した。

一方、同政策文書では、EU 域内での消費が地球の再生能力を超えており、世界全体では温室効果ガス（GHG）排出の約半分と生物多様性の喪失の約 90%は、資源の採取と加工に起因するとする研究結果に言及し、「資源の採取→製品の製造→使用→廃棄」という一方向に進む線的な経済モデルによって、大量の資源を無駄にしていると指摘。EU が資源効率的で気候中立、汚染のない循環型経済への移行を実現し、エネルギーと資源の域外依存を軽減するためには、製品の設計と製造、使用に関する新たなアプローチが必要だと強調した。また、欧州委員会は、持続可能性とグローバルなバリューチェーンの強化に向けて、このアプローチを国際的に推進する意向も示した。

① 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案

欧州委員会は、エネルギー関連製品⁷に適用されているエコデザインなど、現行の環境要件によって、エネルギー消費を含む EU の環境・気候フットプリントが大幅に軽減されていると分析。一方で、EU 市場において現行のエコデザインの要件が適用される製品が占める割合は低いと指摘。循環性を体系的に推進し、製品のライフサイクル全体で気候や環境への影響を軽減し得る、様々な方法が採用されておらず、エネルギー関連製品のエネルギー消費はさらに抑制する余地があるとした。製品のライフサイクル全体を通じた環境への影響の大部分は設計によって決定されるとして、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」を政策パッケージの中核として位置付け、エコデザインの枠組みの対象をできる限り幅広い製品に拡大し、エネルギー効率だけでなく、循環性や製品の環境・気候フットプリントの軽減についても最低基準を設定することを提案した。

加えて、規則案が成立した後、新たな枠組みの適用を開始するまでの移行期間の取り組みとして「2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画」⁸を同時に発表し、「エ

⁷使用することによってエネルギー消費に影響を及ぼす製品。それ自体がエネルギーを消費しない製品（例えば建物の断熱材や窓枠、蛇口やシャワー・ヘッドなど）もエネルギー関連製品となる。

⁸"Ecodesign Energy labelling working plan 2022-2024", [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022XC0504\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022XC0504(01))

European Commission "Ecodesign and Energy Labelling Working Plan 2022-2024" (2022 年 9 月 23 日閲覧)、https://energy.ec.europa.eu/ecodesign-and-energy-labelling-working-plan-2022-2024_en

コデザイン指令」⁹における既存の枠組みにおいて、エネルギー効率性と循環性の改善を図るため、新たなエネルギー関連製品に対する要件の策定と、既存の対象製品の環境要件の水準の見直しを提案した。

② 特定の製品グループおよび消費者に関する取り組み

エコデザインに関する取り組みと並行し、欧州委員会は政策パッケージの一部として、繊維製品と建設資材という環境・気候への影響が大きい 2 つの優先製品グループを対象とする「持続可能な循環型繊維製品戦略」と「建設資材規則改正案」も発表した。さらに、消費者がグリーンへの移行に積極的に関与し得るように、EU の横断的な消費者法の「グリーン化」を実現するための法提案も行った。

③ 政策パッケージに期待される効果

欧州委員会は、これらのイニシアチブによって EU に流通する製品に共通のアプローチを導入し、EU 単一市場で活動する企業に対して公平な競争条件を創出するとともに、EU が持続可能な製品分野における標準規格の策定を主導できるようになることに期待を示した。また、より持続可能な製品への移行にかかるコストと課題を軽減するため、製品グループの選択と製品固有のルールは、ステークホルダーも参画する包摂的な手続きによって作成する長期計画に基づいて実施することや、消費者にとっての入手しやすさや競争力への影響、管理上の負担などを含む、厳格な影響評価を行うことも盛り込まれた。

また、一部の加盟国が独自に製品の環境持続可能性に関する要件を策定し始めており、要件の迅速な強化に向けた市民の要望も高まっていると指摘。加盟国レベルのルールの多様化、企業の事業環境の複雑化によって、コストが増大するリスクも生じていると指摘した。欧州委員会は、EU ルールの調和により、こうした市場の歪みを回避し、環境持続可能性に優れた製品の市場を大幅に拡大し、最終的には EU 域内で活動する企業の法令順守のコストと管理上の負担を抑制し得ると期待を示した。

このほか、一次天然資源の希少化や、原材料の供給における課題と価格変動の文脈では、企業は、ビジネス・モデルと製造プロセス、製品の再設計、長寿命化や使用の最適化、適切に機能する二次原材料市場への参加によって、原材料とエネルギー、廃棄物管理にかかるコストを削減し、レジリエンスを改善できるとの見方を示した。また、電子機器や繊維製品のリサイクル、再利用可能な消費財、修理・再製造¹⁰などの循環型経済の活動の形成と拡大において、非営利団体や社会的企業などの社会的経済団体が果たしてきた先駆的な役割を認識し

⁹ "Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009L0125>

¹⁰ 「remanufacturing」。廃棄物や複数の製品、部品などの物体から、通常、保証付きで流通する製品の安全性や性能、目的、種類などに 1 カ所以上の変更に加えながら製品を製造する産業プロセス。

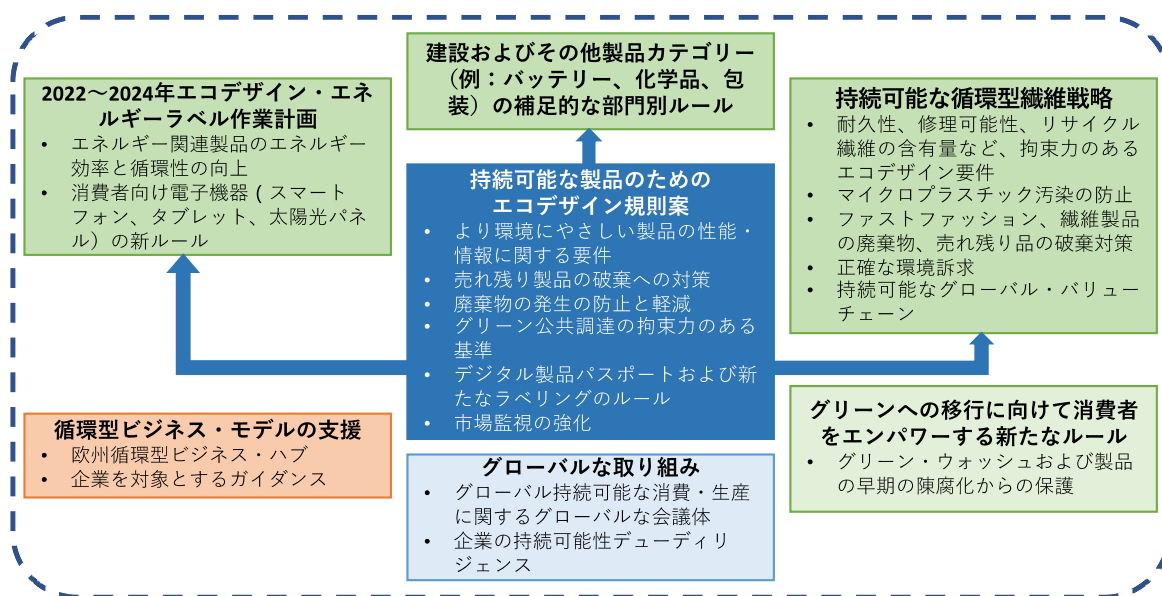
つつも、新たなデジタル・ソリューションがエネルギー効率と循環性、より幅広い環境持続可能性のためのビジネス・モデルの再設計の機会となると期待を示した。さらに、製品の環境持続可能性に関する規制枠組みの明確化と調和によって、循環型ビジネス・モデルと将来の製品のためのイノベーションと投資を促進できるとの見方を示した。

④ 消費者に期待される効果

「持続可能な製品を規範とすることに関するコミュニケーション」では、現行のエコデザインの仕組みによって製品の価格が上昇することはあっても、最終的に消費者の支出負担の軽減につながっているとの分析を示し、環境持続可能性の高い製品の種類が増え、シェアが拡大すれば、消費者も安価に製品を入手しやすくなるとの見方を示した。また、寿命が短い、修理ができない製品や、循環型のビジネス・モデルを採用していない製品などの問題が改善されれば、一層の負担削減が可能となる上、適切な消費者向け情報とグリーン・ウォッシュからの消費者の保護は、グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメントにもつながり、持続可能な製品の規範化や、グローバルな主導的な地位の確立に貢献すると強調した。

欧州委員会は、政策パッケージのイニシアチブおよび関連する施策を「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」を中心に、図1のように模式的に示した。

図 1： 2022 年 3 月 30 日発表の政策パッケージに含まれる主な文書と内容



(出所) "Communication from the Commission: On making sustainable products the norm"より作成。 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0140>

(3) ステークホルダーの反応

ビジネスヨーロッパ（欧州産業連盟）は政策パッケージが発表された 2022 年 3 月 30 日付の声明¹¹にて、欧州委員会による持続可能な製品に関するイニシアチブをまとめたパッケージは、欧州における循環型の製品と二次原材料の市場にとって良い一歩となると歓迎。また、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」とデジタル製品パスポート（「2. (5) デジタル製品パスポート」参照）は、循環性と情報の流れを促進する可能性があるが、コスト効率性や秘密の保護、目的と手段の比例性などの条件を満たす必要があると牽制した。

また、欧州の情報通信技術（ICT）関連産業団体のデジタルヨーロッパは 2022 年 4 月 1 日、欧州委員会の政策パッケージは気候中立に向けた大きな一歩だと歓迎する声明¹²を発表。製造事業者がイノベーションを継続できるようにしつつ、製品の持続可能性を改善するという目標は適切だが、域内の市場全体で持続可能性の要件を調和させることが欠かせないと指摘。特に、消費者への環境に関する情報の通知におけるデジタル技術を利用したソリューションの受容の必要性と、グリーンへの移行における EU 全体で整合した方法論と製品規格の重要性を強調した。

2. 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案

欧州委員会が発表した「持続可能な製品のエコデザインのための規則案」¹³は、持続可能な製品を EU 市場における規範とし、「資源の採取→製品の製造→使用→廃棄」という従来の製造・消費のモデルを廃止し、設計段階において製品の環境への影響を考慮することで、製品が環境と気候に与える影響を抑制することを目的とする。

¹¹ BusinessEurope "EU Commission's Sustainable Product Initiative is an opportunity for more circularity" 30 March 2022, <https://www.besnesseurope.eu/publications/eu-commissions-sustainable-product-initiative-opportunity-more-circularity>

¹² DigitalEurope "Circular Economy Package: A positive step towards greening the economy but harmonisation across the EU internal market is essential" 1 April 2022, <https://www.digitaleurope.org/news/circular-economy-package-a-positive-step-towards-greening-the-economy-but-harmonisation-across-the-eu-internal-market-is-essential/>

¹³ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022PC0142>
European Commission "Questions and Answers: Sustainable Products Initiative" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_2014
European Commission "Green Deal: New proposals to make sustainable products the norm and boost Europe's resource independence" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2013

(1) 背景

製品は、原材料の採取から製造、輸送、使用、廃棄まで、ライフサイクル全体を通して材料やエネルギーなど大量の資源を消費し、環境に著しい影響を与える。欧州委員会は、一次原材料の採取は GHG 排出および生物多様性の喪失と強い結びつきがあり、資源の枯渇や汚染など環境への多大な悪影響が懸念されるとして、対策の必要性を強調。この規則案は、製品の環境性能とエネルギー効率に関するルールによって気候中立で資源効率的な循環型経済への移行をさらに加速させる、また、EU 単一市場の細分化を防ぎつつ十分に活用するためには、製品の環境持続可能性に関するルールを統一する、より幅広い枠組みが必要だとの認識に基づく。

なお、規則案が成立し、新たな枠組みの運用開始までの間の措置として、欧州委員会は同時に発表した「2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画」（「(9) 2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画」参照）に基づいて、「エコデザイン指令」の既存の枠組みの対象となるエネルギー関連製品の拡大、すでに規制対象となっている製品の規制水準の引き上げに取り組む意向だ。

(2) 概要

同規則案は、製品のエコデザイン要件の策定に関する新たな枠組みを定め、現行の「エコデザイン指令」を廃止するものとなる。欧州委員会は、エコデザインによるエネルギー関連製品のエネルギーと資源の効率性改善の効果によって、2021 年に EU の消費者は合計で約 1,200 億ユーロの支出を削減したと分析。同規則案は、エコデザインのアプローチに基づき製品の要件を策定することで、できるだけ多くの製品のエネルギー効率性と循環性を改善し、環境・気候への影響全体を低減することを意図する。同規則案の主な特徴は次の通り。

① エコデザイン要件における循環性に関する要件

エコデザインの要件は、各製品について欧州委員会が委任立法¹⁴によって定める。同規則案は、エコデザインの要件に循環性に関する項目を含めることを提案。特に、循環性の阻害要因となる懸念すべき物質への対策や、リサイクル材の含有量、再製造・リサイクルを容易にするための方法も考慮する。

- 製品の耐久性と信頼性
- 製品の再利用性
- 製品の更新可能性、修理可能性、整備と改修

¹⁴ 「委任立法」(delegated act) は、EU 法に基づく権限の委任により、欧州委員会が施行法を採択する手続き。採択後、定められた期間内(通常 2 カ月)に、欧州議会と閣僚理事会からの反対がなければ発効し、適用される。European Commission "Implementing and delegated acts" (9 月 15 日閲覧)、https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/adopting-eu-law/implementing-and-delegated-acts_en

- 製品中の懸念すべき物質の存在
- 製品のエネルギー効率と資源効率
- 製品中のリサイクル材の含有量
- 製品の再製造とリサイクル
- 製品の炭素・環境フットプリント
- 製品からの発生が予想される廃棄物

② 情報提供に関する要件とデジタル製品パスポート

同規則案は、製品の情報提供に関する要件を定めることも可能とし、販売されている製品の環境や気候への影響などについて周知し、バリューチェーン全体を通じてより持続可能な選択ができるようにすることを提案した。また、デジタル製品パスポート（「(5) デジタル製品パスポート」参照）のすべての規制対象製品への導入や、修理可能性などの製品情報を、エネルギーラベルのように「A」～「G」の7段階で表したラベル表示など、製品を容易に比較できるようにすることも可能とする施策を提案した。

③ グリーン公共調達と製品の廃棄の禁止

同規則案は持続可能な製品に対するインセンティブとして、契約を締結する公的機関の経済力を活かした、拘束力のあるグリーン調達基準の設定も可能とする。また、売れ残った製品を処分する事業者に対する強力な透明性要件や、特定の製品グループの廃棄の禁止を可能とするなど、消費財の売れ残りの破棄を防止する施策により、材料としての価値を維持する。

(3) 対象製品

同規則案は、中間財も含めて、市場に流通するいかなる有形の商品、または提供されるサービスについてもルールを定めることを可能とするが、食品、飼料、医薬品など一部の製品は適用対象外とする。関係者が参画する透明かつ包摂的なプロセスを通じて、要件策定の適切な優先分野を決定するため、欧州委員会は2022年内に「持続可能な製品のためのエコデザイン規則第1次作業計画」の対象となる製品カテゴリーの選定に向けて、パブリック・コンサルテーション（公開諮問）を開始する予定だ。欧州委員会によると、事前評価では繊維製品、家具、マットレス、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑剤などの製品カテゴリー、また、鉄、鋼鉄、アルミなどの中間財が、環境への影響が大きく、改善の余地があると分析され、第1次作業計画の対象候補となったという。

(4) ルールの策定と適用

同規則案において、エコデザインの要件は、個別の製品の特徴や特性を考慮した上で、製品ごとに欧州委員会の委任立法によって策定されるが、複数の製品の間に十分な共通性が見られる場合には、「電子機器」や「繊維製品」といった製品グループを対象とするルールも

策定し得る。また、ルール策定後は、EU 市場に流通する製品に対して、EU 産であるか輸入品であるかを問わず適用される。

欧州委員会はこれらのルールの策定にあたって、加盟国の代表と、中小企業や手工業を含む製造事業者、労働組合、取引事業者、小売事業者、輸入事業者、環境団体、消費者団体などが参加する「エコデザイン・フォーラム」を設立し、ステークホルダーのバランスの取れた参画を図る。また、消費者にとっての入手しやすさ、競争力への影響と管理上の負担などに関する影響評価も行う。

(5) デジタル製品パスポート

規則案が導入を提案するデジタル製品パスポートは、説明書やラベルで提供される製品情報を補完し、製品のバリューチェーンの全体でトレーサビリティ（追跡可能性）を改善することを目的とする。製品情報を入手しやすくすることで、情報に基づいた消費者の選択を支援し、修理事業者やリサイクル事業者が必要な情報を容易に入手できるようになるとともに、行政当局によるエコデザイン要件の執行の強化が期待される。

デジタル製品パスポートに含めるべき情報は、製品ごとに委任立法によって定められるが、製品の環境フットプリント、リサイクルに関する情報、特定の材料のリサイクル材の含有量、バリューチェーン上の事業者や拠点になどに関する情報の提供が求められる。加えて、規則案は、消費者やユーザー、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、再製造事業者など、製品との関係に応じた「知る必要性」に対応した情報を入手できるようにすることを提案した。

(6) 売れ残りの消費財の破棄への対策

同規則案は、消費財の売れ残りの破棄を防止するため、次の施策を提案した。

- 透明性の改善：売れ残った製品を処分する大企業は、毎年の処分量と、処分の理由、出荷した処分対象の製品の量を廃棄物の発生段階¹⁵（再利用・再製造・リサイクル・エネルギー再生・廃棄）に分類して開示し、これらの情報を無料のウェブサイトなどで公開しなければならない。
- 製品の廃棄の禁止：特定の製品カテゴリーの製品の廃棄が、環境に甚大な影響を及ぼす場合、欧州委員会の委任立法によって、売れ残りの製品の破棄を全面的に禁止できるようにする。

¹⁵ 廃棄物枠組み指令第 4 条に規定される廃棄物の発生防止と管理のための施策の優先順位。優先順位が高い順から、(1) 廃棄物の発生の予防、(2) 再利用のための準備、(3) リサイクル、(4) エネルギー再生などその他の再生の取り組み、(5) 廃棄、となる。

"Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008L0098>

これらの施策は、中小企業を適用対象外とすることが提案されているが、破棄されている売れ残り製品の大部分を占める中規模企業、および、規制を迂回して製品を廃棄するために大企業に利用されている中小企業には、製品の廃棄の禁止を適用し得るようにすることが提案された。

なお、同規則案は、持続可能な製品の要件の策定のための枠組みを提案したもので、それぞれの製品に関する要件など、同規則に基づくほとんどのルール適用には同規則案に基づく委任立法や実施立法が必要となる。ただし、製品の売れ残りの破棄に関する情報開示と要件の回避（例えば、試験を受けていることを自動的に検知し、性能を自動的に変化させるように設計された製品など）の禁止に関する条文は、規則案の成立後、発効と同時に適用開始される。

(7) 規則案によって期待される効果

欧州委員会は、同規則案が提案する汚染の防止策と資源利用の削減は、環境に恩恵をもたらすのみならず、域外の緊張関係が高まっている地域に資源を依存している現在の地政学的な状況においても有益だとした。また、製造業の単一市場を強化し、持続可能性に関する EU 標準の影響力を拡大させ、イノベーションの機会の創出にもつながるとした。さらに、整備、再利用、リサイクル、改修、修理、中古品の販売といった分野において、廃棄物の埋め立てや焼却関連分野の 30~200 倍の雇用を創出できるとの見通しを示した。

① 製造事業者と企業に期待される効果

欧州委員会は、原材料は通常、EU の製造事業者の投入コストの 40%以上を占めており、原材料の効率的な利用がすべての産業エコシステム¹⁶において重要だと指摘。より循環型かつ持続可能な製品の生産により、大幅なコストの削減、製品の品質や評判の改善が期待されることから、すでに多くの企業がこの考え方を採用していると指摘した。

また、欧州委員会は、規則案は、EU 市場において企業の公平な競争条件を実現し、加盟国が独自に定める持続可能性に関する要件に起因する単一市場の細分化を、EU レベルでのルールの調和によって防ぎ、既存の市場をさらに拡大し、域内の事業者の法令順守コストと管理

¹⁶ 欧州委員会は、「新産業戦略」の関連文書中において、次の 14 の EU の産業エコシステムを特定した。「航空宇宙・防衛」「農業・食品」「建設」「文化・クリエイティブ産業」「デジタル」「エレクトロニクス」「エネルギー集約型産業」「エネルギー・再生可能エネルギー」「健康産業」「モビリティ・運輸・自動車」「近隣地域・社会的経済・市民社会」「小売」「繊維製品」「観光」。

"Commission Staff Working Document: Annual Single Market Report 2021 Accompanying the Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions Updating the 2020 New Industrial Strategy: Building a stronger Single Market for Europe's recovery", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:52021SC0351>

コストの抑制にもつながると期待を示した。加えて、執行の強化は、環境目標の達成を実現し、法令を順守する企業を保護するものとなると強調した。

② 消費者に期待される効果

欧州委員会は、規則案によって、消費者がより良い情報とより高品質の製品を入手できるようになると期待を示した。また、規制対象となった製品の製造コストが上昇し、上昇分が消費者に転嫁されることも予想されるが、現行の「エコデザイン指令」では、長期的には、製造コストの上昇分より、消費者の支出削減が上回ったと指摘。製品の性能の改善と耐用期間の延長は、エネルギーと資源消費の削減（例えば洗濯機と食器洗い乾燥機の使用水量など）、耐久性や更新可能性と修理可能性の向上、さらに、廃棄時の価値の向上などにつながり、製品の交換の必要性を減らし、全体的には消費者の支出の抑制となると分析した。

③ 重要な原材料とエネルギー利用に関する EU の戦略的自立性への貢献

欧州委員会は、EU は域内で自足できない高価な金属鉱物や、化石燃料、重要な原材料など、原材料の約 20%を輸入に依存しており、供給ショックや価格変動、グローバルな消費の長期的な加速による圧力に対して脆弱だと指摘。また、近年、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻によって、グローバル・サプライチェーンの脆弱性が急激に表面化したと指摘した。その上で、材料を長く利用し、その価値をできる限り維持し、製品におけるリサイクル材の利用を促進することで、規則案は経済成長と天然資源の利用のデカップリングを実現、材料への依存を軽減し、ひいては EU の開かれた戦略的自立性とレジリエンスを促進し得ると強調した。

(8) ステークホルダーの反応

欧州家庭用電気機器産業協会（APPLiA）は、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」の発表と同日、2022年3月30日に声明を発表¹⁷。同協会は、エコデザインの適用範囲の拡大に慎重な姿勢を示し、既存の製品関連の法令との重複を避けなければならないと強調した。また、デジタル製品パスポートはサプライチェーンの透明性を改善する上で有用だとしても、集められた情報は関係者と消費者に付加価値があるものでなければならないと指摘。集められる情報の基準を、産業部門と製品のレベルで十分に評価すること、また、製品の性能を評価するための知識を集める上で、現行の規格策定プロセスを温存することが何より重要だと強調した。

¹⁷ APPLiA "Sustainable Products Initiative: towards a future-proof policy landscape driving circular appliances" 30 March 2022, https://www.applia-europe.eu/images/John/Sustainable_Products_Initiative_Press_Release.pdf

欧州の小売・卸売業界団体ユーロ・コマース（EuroCommerce）も同日、設計段階が環境への影響を軽減する上で最も重要だとして規制案を歓迎する声明¹⁸を公表。その上で、現行の「エコデザイン指令」の製品ごとのアプローチを継続し、製品固有の特性がルールに反映されるようにすること、デジタル製品パスポートが産業界のニーズに対応し、臨機応変で相互運用が可能、包摂的かつ実効性があり、既存の規制関連データに基づいたものとするを要請。また、ステークホルダーの緊密かつ建設的な参画の保証も求めた。

欧州中小企業連合会（SMEUnited）は 2022 年 3 月 30 日に発表した声明¹⁹において、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」は中小企業の製品設計への影響が大きいとして、エコデザイン・フォーラムにおける中小企業の適切な代表と参画を求めた。また、経済回復と原材料費の高騰という困難な時期にあつて、中小企業に過剰な負担とならないよう、次の点を要請した。

- デジタル製品パスポートが中小企業にとり負担となることのないように、既存の報告システムで集められたデータを活用すること。
- グリーン公共調達要件が、中小企業の公共調達への参加の妨げとならないように、中小企業に配慮したソリューションを実施すること。
- 「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」と製品固有のルールが相互に補完するようにし、中小企業のコストと管理上の負担の拡大を防ぐこと。

一方、欧州各国の環境 NGO のネットワーク組織である欧州環境事務局（EEB）は 2022 年 3 月 30 日、声明²⁰を公表し、同規制案は特定の製品グループに関する委任立法がなければ効力がなく、欧州委員会が製品政策に従事する職員を限定的にしか増員しない予定であることを考慮すると、委任立法には長い時間が必要となると懸念を表明。また、提案されているデジタル製品パスポートには、社会的側面とデューディリジェンス（注意義務）に関する取り組みと開示が欠けていると批判した。

(9) 2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画

「2022～2024 年エコデザイン・エネルギーラベル作業計画」は、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」が成立し、新たな枠組みを適用するまで、現行の「エコデザイン指令」の枠組みにおいて、製品個別の要件を通じた循環性の向上、環境・気候フットプリントの全般的な抑制、EU のレジリエンスの改善を目指すものとなる。同作業計画は、エネルギー

¹⁸ EuroCommerce "Sustainable Products Initiative: the right approach – but legislators must keep it workable" 30 March 2022, <https://www.eurocommerce.eu/app/uploads/2022/07/2022.03.30-Sustainable-Products-Initiative-the-right-approach.pdf>

¹⁹ SMEUnited "Sustainable Products: SMEs to be enabled to play their role" 30 March 2022, <https://www.smeunited.eu/news/sustainable-products-smes-to-be-enabled-to-play-their-role>

²⁰ EEB "New Circular Economy Package set to be a game changer" 30 March 2022, <https://eeb.org/new-circular-economy-package-set-to-be-a-game-changer/>

関連製品について、エコデザイン要件の実施と強化、策定に関する製品固有の、または横断的な作業計画を示した。

同行動計画における主な取り組みとしては、次が挙げられる。

- 冷暖房と温水器、回転式乾燥機、家庭用調理器具といった製品に関する、既存のルールの見直し作業を優先的に進める。新ルールでは、エネルギーだけでなく、原材料の効率性の最低要件の強化も検討する。
- スマートフォンやタブレット端末に関する新たなエコデザイン要件の検討が進んでおり、エネルギー効率だけでなく、耐久性や修理可能性、更新可能性、リサイクルなど、材料の効率性についても規定が設けられる見込み。太陽光発電システムについても、カーボン・フットプリントに関する要件が検討されている。
- 低温エミッター（ラジエーターや対流式暖房機）や電気自動車の充電器などの新たな製品グループの要件の策定も検討する。
- 加盟国による実効性のある市場監視を支援し、製造業者と輸入事業者、小売事業者の法令順守を支援するための施策により、法令違反によるエネルギー消費の削減機会の喪失を抑制する。
- 消費者が既存の旧式の器具に代わる効率的な代替手段を見つけることを支援し、当局と企業のグリーン調達を促進するためのウェブ・ツール「欧州エネルギーラベル製品登録簿（EPREL）」²¹の利用を促進する。

3. 持続可能な循環型繊維製品戦略

(1) 背景

繊維製品は、衣服や家具、医療機器や防護用品、建物や車両などに利用され、日常生活に欠かせない。欧州委員会によると、EUの繊維製品の消費は、食品と住宅、モビリティに次いで4番目に環境と気候変動への影響が大きく、水と土地の利用については3番目、一次原材料の消費とGHGの排出については5番目に影響が大きい分野となる。

欧州では、1人あたり毎年平均で11キログラムの繊維を廃棄しており、全世界では、毎秒トラック1台分²²の繊維製品が埋め立て、または焼却されているという。その一方、世界の繊維製品の生産は2000～2015年、ほぼ倍増し、また、衣服と履物については2030年までに2019年比で63%増加すると予測されている。欧州委員会は、生産の増加と同時に、繊維製品

²¹ European Commission "EPREL – European Product Registry for Energy Labelling" (2022年9月23日閲覧)、<https://eprel.ec.europa.eu/screen/home>

²² 欧州委員会が参照する研究調査は、繊維製品の密度を1立法メートルあたり150キログラム、ゴミ収集車の容積を17.5立法メートルとして試算している。

Ellen MacArthur Foundation "A New Textile Economy: Redesigning Fashion's Future" (2022年9月23日閲覧)、<https://emf.thirdlight.com/link/2axvc7eob8zx-za4ule/@/preview/1?o>

による資源や水、エネルギー消費、気候への悪影響も拡大しており、繊維製品の生産と消費への対策がこれまでになく求められているとの認識を示した。

EU 域内の繊維部門は、16 万社以上の企業に 150 万人以上の雇用を抱え、2019 年の売上高は合計 1,620 億ユーロだった。欧州委員会は、中小企業を中心に構成された繊維産業のエコシステムには、新型コロナ禍による経済危機からの復興を促進し、レジリエンスを強化し、才能がある、高いスキルを持つ労働力をより多く引き寄せられるように魅力を高めるための支援が必要だとする見解を提示。また、欧州は、革新的なブランドと創造性、ノウハウ、高品質な繊維製品の発信地であり、今後もそうあり続けるべきだと強調した。

(2) 概要

欧州委員会が発表した「持続可能な循環型繊維製品戦略」²³は、「欧州グリーン・ディール」「循環型経済行動計画」「新産業戦略」が打ち出した施策を実行し、グローバルなショックへのレジリエンスがあり、よりグリーンで競争力のある、近代的な繊維部門を創出することを目的とした。2030 年までに、EU 市場に流通する繊維製品が長寿命かつリサイクル可能で、また、原料の大部分をリサイクル繊維とし、有害物質を含まない、労働者の社会権と環境に配慮して生産されたものにするという目標を掲げた。

同戦略には、繊維製品のライフサイクル全体を対象とする施策と、繊維産業のエコシステムのグリーンとデジタルへの移行のための支援策が盛り込まれた。特に、持続可能な技術的ソリューションや革新的なビジネス・モデルなど、繊維製品の設計と消費に焦点を当てた。主な施策は次の通り。

- 「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」（「2.持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」参照）の枠組みにおける新たな設計要件により、繊維製品に含まれるリサイクル繊維の含有量について、拘束力のある最低基準を設定、また長寿命化を図るとともに、修理・リサイクルしやすくするなど、より持続可能な繊維製品とする。同規則案に基づき、返品された繊維製品を含め、製品の廃棄が環境へ著しい悪影響を与える場合、売れ残りの製品の破棄を禁止する。
- 「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」の枠組みにおける循環性など、環境と関連する拘束力のある要件に基づくデジタル製品パスポートを導入。また、「繊維製品ラベル規則」²⁴を見直し、繊維製品の持続可能性や循環性、サイズや産地などの情報の開示義務の導入を検討。

²³ "Communication from the Commission: EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0141>
European Commission "Questions and Answers on EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_2015
²⁴ "Regulation (EU) No 1007/2011 of the European Parliament and of the Council of 27 September 2011 on textile fibre names and related labelling and marking of the fibre

- 消費者のエンパワーメントに向けた消費者ルールの改正指令案（「5.グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメント」参照）による厳格な消費者保護のルールと、環境訴求の裏付けに関するイニシアチブ²⁵によるグリーン・ウォッシュ対策の強化。
- 繊維製品からの意図しないマイクロプラスチックの排出への対策。「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」における製品設計の要件に加えて、製造プロセスと製造拠点における製品洗い加工、ラベリング、革新的な材料の利用の促進などでの施策を検討する。
- 2023年に発表予定の「廃棄物枠組み指令」²⁶の見直しにおける繊維製品の拡大生産者責任に関するEUルールの調和、および製品をより持続可能にするための経済的なインセンティブ〔生産者が負担する費用の環境調整（eco-modulation of fee）〕。
- 研究とイノベーション、投資、およびグリーンとデジタルへの移行に必要なスキル習得への支援。
- 繊維製品の廃棄物の輸出の停止と関連する課題への対応。
- ステークホルダーとともに、「持続可能な循環型繊維製品戦略」の目標達成のための実施方法を策定し、具体的な手段を提案した「繊維製品エコシステムの移行のための道筋（Transition Pathway for the Textiles Ecosystem）」²⁷を策定。

(3) ファストファッションの問題への対策

同戦略は、繊維製品の消費による環境への負荷の元を辿ると、ファストファッションに起因することが多いと指摘。ファストファッションは、スピード重視でEU域外の劣悪な労働環境で生産されることも多いとして、生産と供給の両面での変化を促すための取り組みを打ち出した。

composition of textile products and repealing Council Directive 73/44/EEC and Directives 96/73/EC and 2008/121/EC of the European Parliament and of the Council", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32011R1007>

²⁵ European Commission "Environmental performance of products & businesses – substantiating claims" (2022年9月23日閲覧)、https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12511-Environmental-performance-of-products-businesses-substantiating-claims_en

²⁶ "Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008L0098>

²⁷ 欧州委員会は、「新産業戦略」において同戦略が特定した、「繊維製品」を含む14の産業エコシステムについて、それぞれのエコシステムごとに、産業界や関係者、加盟国などステークホルダーが共同で、グリーンとデジタルの移行に必要な施策を特定することを提案した。

European Commission "European industrial strategy" (2022年9月23日閲覧)、https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/european-industrial-strategy_en

生産者については、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」による拘束力のある繊維製品の設計要件と、「廃棄物枠組み指令」の改正において、拡大生産者責任²⁸制度の生産者の費用負担に「環境調整」を導入することにより、衣服の長寿命化を図る。また、欧州委員会はグリーンとデジタルへの移行の行程を示した「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」の策定プロセスにおいて、ステークホルダーとの対話を行い、繊維部門における資源効率的な製造プロセス、再利用、修理、その他の循環型のビジネス・モデルの規模の拡大を図る。さらに、加盟国に対して、再利用・修理部門を対象とする減税などの優遇税制を採用することを推奨した。

一方、消費と生産のパターンの変化を加速させるため、品質と耐久性、長期の利用、修理と再利用に重点を移すための取り組みとして、「#ReFashionNow」を標語として、「欧州循環型経済ステークホルダー・プラットフォーム」²⁹を通じて、EU のファッションを再定義するためのデザイナーと生産者、小売事業者、宣伝事業者、市民の活動を促す。

(4) マイクロプラスチック対策

ポリエステルやアクリルなど合成繊維で作られた繊維製品は、製品のライフサイクルのさまざまな段階において、意図しないマイクロプラスチックの自然環境への放出につながっている。欧州委員会は「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」において導入を提案した拘束力のある設計の要件と、2022 年下半期（7～12 月）に発表予定の、意図しないマイクロプラスチックの放出に関する欧州委員会のイニシアチブを通じた、放出の予防と削減のための施策を検討する。「製品の設計」、「製造プロセスの改善」、「製造拠点における製品洗い加工」、「ラベリング（「繊維製品ラベル規則」の見直し）」、「革新的素材の利用促進」などを、マイクロプラスチック対策が可能な分野として挙げた。また、さらなる施策として、「マイクロプラスチックを捉える洗濯機のフィルター」、「繊維に優しい洗剤の開発」、「繊維製品の手入れと洗濯のガイドラインの策定」、「繊維製品の廃棄物の処理」、「排水と下水汚泥処理に関する規則の強化」を挙げた。

(5) 持続可能な繊維製品を促進するための国際的な協力

欧州委員会によると、EU で消費される衣料と家庭用繊維製品の 70%以上は EU 域外で生産されている。EU の 2019 年の衣料の輸入額は合計 800 億ユーロに達し、世界最大の輸入国だった。こうした状況に対して、同戦略は、世界の主要国が参加する国際会議（G7、G20）

²⁸ 製品の使用後の回収費用を生産者が負担するなど、生産者の責任を製品の使用後まで拡大させること。

²⁹ ステークホルダー間の対話と、情報やグッドプラクティスなどの普及による、EU の循環型経済への移行を促進するためのウェブサイト。

"European Circular Economy Stakeholder platform" (2022 年 9 月 23 日閲覧)、
<https://circulareconomy.europa.eu/platform/>

や、「循環型経済と資源効率性に関するグローバル・アライアンス（GACERE）」³⁰、国連環境総会³¹を通じた、より持続可能で循環型の繊維製品の促進を図る。このほかにも、持続可能な繊維製品のバリューチェーンと持続可能なファッションを支援するための協力とイニシアチブの促進に向けて、二国間・地域間・グローバルな取り組みを行う意向だ。

① 繊維製品の廃棄物輸出への対策

欧州委員会が2021年11月に発表した廃棄物の輸送に関する新規規則案³²は、OECD（経済協力開発機構）非加盟国への繊維製品を含む廃棄物の輸出を原則として禁止することを提案した³³。仕向け先国は、繊維製品を含む廃棄物の輸入を欧州委員会に通知し、これらの廃棄物を持続可能な方法で処理できることを示さなければならない。また、EUからの輸出の時点で、廃棄物を中古品と偽って表記することを避けるため、同戦略は廃棄物を適切に区別するためのEUレベルの明確な基準を策定することを提案。さらに、欧州委員会は、繊維製品の廃棄物と使用済みの繊維製品の、グローバルな貿易における透明性と持続可能性の改善に向けて、二国間での環境に関する対話や、貿易協定における貿易と持続可能な開発（TSD）に関する章の枠組みを通じた協力強化を図るとしている。

② 繊維産業の社会的側面に関する取り組み

「持続可能な循環型繊維製品戦略」は、労働について公正な国際的バリューチェーンを促進することを提案した。欧州委員会は2022年2月23日に、政策文書「公正な移行と持続可能な復興に向けた世界の労働の尊厳に関するコミュニケーション」³⁴を発表し、二国間関係、また多国間の会議体において、尊厳ある労働環境を促進する意向を表明していた。

「持続可能な循環型繊維製品戦略」では、全世界の衣料産業の労働者の75%を女性が占めることからジェンダー平等を重視し、国際労働機関（ILO）と世界銀行グループの国際金融

³⁰ EUと国連環境計画（UNEP）、国連工業開発機関（UNIDO）が提唱。循環型経済と資源の効率的な利用への世界規模の公正な意向を目指す。

European Commission "Global Alliance on Circular Economy and Resource Efficiency (GACERE)" (2022年9月23日閲覧)、
https://ec.europa.eu/environment/international_issues/gacere.html

³¹ 「United Nations Environment Assembly」。国連環境計画（UNEP）の最高意思決定機関で、通常会合は原則として2年毎に開催される。

³² 廃棄物の輸送に関する規則案については、ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向(第4回)「Fit for 55」第2弾および2021年発表の関連施策」(2022年3月)も参照のこと。https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/862f1a922a2742b1/20210051_03.pdf

³³ ただし、EUからの非有害廃棄物の輸入について仕向け先国による正式な要請と、同国で廃棄物を適切に再生できることを証明することができれば、輸出できる。

³⁴ "Communication from the Commission: on decent work worldwide for a global just transition and a sustainable recovery", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0066>

European Commission "Commission sets out strategy to promote decent work worldwide and prepares instrument for ban on forced labour products" 23 February 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1187

公社（IFC）が実施する衣料産業のプログラム「ベターワーク」³⁵を通じて、労働条件の改善と国際的な労働基準の順守について、域外のパートナー国を支援する意向を示した。

欧州委員会はこのほかにも、2022年2月23日に「企業持続可能性デューディリジェンス指令案」³⁶を発表し、企業の活動とグローバルなバリューチェーンにおける人権と環境への悪影響への対策として、一部企業の持続可能性に関するデューディリジェンスの義務化を提案していた。

（6） 企業や製造事業者との取り組み

欧州委員会は、繊維部門は循環性の原則をビジネス・モデルに組み入れ、環境フットプリントを最小化する必要があるとした上で、そうした取り組みによって、新たなビジネス機会が生まれ、レジリエンスも改善されるとの見方を示した。欧州委員会は、繊維製品のエコシステムのグリーンとデジタルへの移行のための「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」作成に向けて、中小企業、政府当局、労使団体、研究機関など関係者との対話を行った。

「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」は、繊維産業のグリーンとデジタルへの移行と、レジリエンスの強化のための長期的な計画であり、イノベーションとデジタル化の受容、繊維製品の生産・使用・廃棄方法の変革、適切なスキルを有する労働力に必要な投資を実現するための施策の詳細と目標を設定するものだ。さらに、目標の達成状況、新たに生じたイノベーションや投資の必要性をモニタリングする。なお、欧州委員会は、「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」は「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」の枠組みにおける製品の要件の策定作業を先取りする会議体としての役割も果たし得ると指摘した。

（7） 研究イノベーション・投資支援

欧州委員会は、繊維製品のリサイクルなど、産業分野の研究とイノベーションの合理化を目的とする「循環性に関する共通産業技術ロードマップ」³⁷の作成に取り組んでいる。また、活用が可能な EU の助成プログラムとして、EU の研究イノベーション支援プログラム「ホラ

³⁵ ILO と IFC が共同で行う衣料産業の労働条件の改善と労働者の権利の尊重、およびアパレル企業の競争力向上のためのプログラム。

"BetterWork" (2022年9月23日閲覧)、<https://betterwork.org>

³⁶ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022PC0071>

European Commission "Just and sustainable economy: Commission lays down rules for companies to respect human rights and environment in global value chains" 23 February 2022 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145

同指令案については、ジェトロ地域・分析レポート「バリューチェーンも人権・環境デューディリジェンスの対象に」（2022年4月28日）も参照、

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/361924c8d6c4c953.html>

³⁷ European Commission "ERA Common Industrial Technologies Roadmaps" (2022年9月23日閲覧)、https://research-and-innovation.ec.europa.eu/research-area/industry/era-common-industrial-technologies-roadmaps_en

イズン・ヨーロッパ」において、欧州委員会が官民と提携して実施する「欧州パートナーシップ」プログラムや、環境や気候変動対策のための資金手段「LIFE プログラム」、デジタル分野の資金提供プログラム「デジタル・ヨーロッパ・プログラム」を挙げた。このほかにも、2021年12月16日には、EUの労働者の技能習得のための取り組みである「技能協約（Pact for Skills）」³⁸の枠組みにおいて、繊維部門の労働者に対する技能向上（アップスキル）、学び直し（リスキル）、新たなスキルの習得の手段の提供を開始。企業の管理職層の年齢とジェンダーの多様化にも期待を示した³⁹。

「持続可能な循環型繊維製品戦略」に盛り込まれた主な施策と発表予定は表2：「持続可能な循環型繊維製品戦略」の主な施策の通り。

表2：「持続可能な循環型繊維製品戦略」の主な施策

施策	発表予定
持続可能な製品のためのエコデザイン規則に基づく施策	
繊維製品の環境持続可能性に関する拘束力のある性能要件	2024年
繊維製品のデジタル製品パスポートと環境持続可能性に関する情報要件	2024年
グリーン公共調達と加盟国のインセンティブに関する拘束力のある要件	2024年
大企業を対象とする処分された製品の量とその処理に関する情報開示、売れ残りの製品の破棄を禁止する措置	2024年
持続可能な製造と消費に関するその他の施策	
グリーンへの移行における消費者のエンパワーメントと環境訴求の信頼性の確保	2022年
「繊維製品ラベル規則」の見直しとデジタル・ラベルの導入の検討	2023年
繊維製品と履き物に関するEUエコラベルの基準の改正	2024年
アパレル製品と履き物に関する製品環境フットプリント・カテゴリー・ルール ⁴⁰	2024年
繊維製品からの意図しないマイクロプラスチックの放出に関するイニシアチブ	2022年
繊維産業を対象とする利用可能な最良技術の参考文書の見直し	2022年
繊維部門における「企業持続可能性デューデリジェンス指令」の執行	2023年以降
廃棄物の課題への対策	
費用の環境調整を含む繊維製品の拡大生産者責任に関する要件、および繊維製品の廃棄物における廃棄物の優先順位 ⁴¹ の導入促進施策	2023年

³⁸ European Commission "Pact for Skills" (2022年9月23日閲覧)

<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1517>

³⁹ European Commission "Commission mobilises the textile ecosystem to upskill and reskill workforce" 16 December 2021、https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-mobilises-textile-ecosystem-upskill-and-reskill-workforce-2021-12-16_en

⁴⁰ 環境フットプリントを比較可能とするための、製品カテゴリーごとの環境フットプリントの詳細な算定手法。European Commission "Result and deliverables of the Environmental Footprint pilot phase" (2022年9月23日閲覧)、

https://ec.europa.eu/environment/eussd/smgp/PEFCR_OEFSR_en.htm

⁴¹ 廃棄物枠組み指令第4条に規定される廃棄物の発生防止と管理のための施策の優先順位。優先順位が高い順から、(1) 廃棄物の発生の予防、(2) 再利用のための準備、(3) リサイクル、(4) エネルギー再生などその他の再生の取り組み、(5) 廃棄、となる。

"Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008L0098>

繊維製品の再利用とリサイクル目標の策定に向けた作業の開始	2022年
OCED 非加盟国への繊維製品の廃棄物の輸出制限の執行、および廃棄物と中古の繊維製品を区別するための基準の策定	2023年以降
移行を可能とするための施策	
グリーンとデジタルへの移行を可能とする施策	2022年
「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」の開始	2022年
繊維部門も含む、循環型経済の受容の支援と循環型経済に向けた社会的経済とその他関係者のパートナーシップの支援のためのガイダンス	2022年
繊維部門を対象とする循環型ビジネス・モデルに関するガイダンス	2024年
「#ReFashionNow」を標語とする施策の開始	2022年以降
「新欧州バウハウス」 ⁴² による持続可能な繊維製品の支援	2022年以降
「循環性に関する共通産業技術ロードマップ」の採択	2022年
タクソノミー規則 ⁴³ におけるアパレル製品の循環型の製造に関する基準	2022年
欧州スキル・アジェンダ ⁴⁴ と欧州職業実習アライアンス ⁴⁵ における。繊維製品のエコシステムに関するスキルへの取り組み	2022年以降
執行機関の相互協力による市場監視の強化と EU 模造品対策ツールボックスの策定作業の開始	2022年以降

(出所) "Communication from the Commission: EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0141>

(8) ステークホルダーの反応

小売・卸売業界団体ユーロコマースは 2022 年 3 月 30 日、「持続可能な循環型繊維製品戦略」の目標を歓迎する声明⁴⁶を発表。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大による大幅な売

⁴² 「欧州グリーン・ディール」と生活空間・生活体験を結びつけるための創造的かつ学際的なイニシアチブ。"New European Bauhaus" (2022 年 9 月 23 日閲覧)、https://new-european-bauhaus.europa.eu/index_en

同イニシアチブについては、ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」(2021 年 3 月)も参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/331e9d95b330cf03/20200044_01.pdf

⁴³ 持続可能な経済活動の基準を定めた規則。"Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32020R0852>

European Commission "EU taxonomy for sustainable activities" (2022 年 9 月 23 日閲覧)
https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/tools-and-standards/eu-taxonomy-sustainable-activities_en

ジェトロ調査レポート「EU サステナブル・ファイナンス最新動向 - タクソノミー規則を中心に -」(2022 年 6 月)も参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/98c49a1fcb65fdd4/20220012.pdf

⁴⁴ 労働者と企業を対象とする、技能の向上と活用に向けた EU のイニシアチブ。European Commission "European Skills Agenda" (2022 年 9 月 23 日閲覧)、
<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1223>

⁴⁵ 職業実習の質と量、印象を改善し、域内の実習生の移動を促進するためのイニシアチブ。European Commission "European Alliance for Apprenticeships" (2022 年 9 月 23 日閲覧)
<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1147&langId=en>

⁴⁶ EuroCommerce "A successful EU Textile Strategy needs close involvement of supply chain" 30 March 2022, <https://www.eurocommerce.eu/app/uploads/2022/07/2022.03.30-A-successful-EU-Textile-Strategy-needs-close-involvement-of-supply-chain.pdf>

上の損失と、エネルギーコストと物価の危機的な上昇を受けて、同戦略の実施に向けた繊維製品のサプライチェーンとの緊密な対話を求めた。また、小売事業者と卸売事業者、製造事業者が欧州委員会や加盟国と協力するための、繊維製品のエコシステムを基礎とする包括的なアプローチが必要だと強調した。このほか、革新的な技術とプロセスに関するノウハウの向上、高価値なリサイクル技術への新たな官民投資、廃棄物の分類とリサイクルのための産業設備への投資と財政支援、同指令の実施と関連法令に関する施策の連携の重要性を指摘した。

欧州繊維産業連盟（EURATEX）も同日、声明⁴⁷を発表。多くの EU 企業が繊維製品の製造と消費者による選択、資源としての再生の方法を変革するための、持続可能な繊維製品と投資にすでに取り組みを始めていることに触れ、危機的なエネルギー価格上昇の中にあって、これら企業の強力な支援につながると歓迎した。ただし、再利用とリサイクル、二次原材料の EU 市場の構築には一層の協力が必要だと指摘。また、同戦略を実行に移す上で、どのように持続可能性目標を達成するのか、中小企業がどの程度のコストを負担するのか、グリーンへの移行に向けてどのように企業を支援するか、グローバルな競争力にどのような影響があるかを検討することが重要であり「繊維製品エコシステムの移行のための道筋」が欠かせない役割を果たすことになるとの見方を示した。

4. 建設資材規則改正案

(1) 概要

欧州委員会は、「建設資材規則」の改正案⁴⁸を発表した。現行の「建設資材規則」⁴⁹は、単一市場内での建設資材の自由な流通を目的に、建設資材の性能（耐火性、熱伝導性、遮音性

⁴⁷ EURATEX "EURATEX welcomes EU's ambition for a sustainable and competitive industry, but calls for a smart and realistic implementation" 30 March 2022, <https://euratex.eu/news/euratex-welcomes-eus-ambition-for-a-sustainable-and-competitive-industry-but-calls-for-a-smart-and-realistic-implementation/>

⁴⁸ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised conditions for the marketing of construction products, amending Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Regulation (EU) 305/2011", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022PC0144>

European Commission "Questions & Answers: Revision of the Construction Products Regulation" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_22_2121

⁴⁹ "Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2011 laying down harmonised conditions for the marketing of construction products and repealing Council Directive 89/106/EEC", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0305>

など) の試験と、表示の方法の基準を定めた整合技術仕様の策定から適用までの枠組み、また、建設資材における CE マーク⁵⁰の利用に関するルールなどを定める。

2022年2月2日に発表された「EU標準化戦略」⁵¹は、整合規格によって競争力を改善し、市場の障壁を下げることができうる産業部門の一つとして建設部門を特定していた。欧州委員会によると、現行規則はEUにおける建設資材の製造に関する枠組みの調和を保証してきたものの、近年、欧州標準化団体⁵²への時代遅れの標準化要請や、天然資源の持続可能な利用に関する技術的内容の欠如などが原因となり、建設資材の規格策定作業は停滞しており、建設資材の整合規格の策定プロセスには改善する余地があるという。さらに、現行規則は特に「欧州グリーン・ディール」のような、対象分野が幅広い優先政策の実施に適していないこと、デジタル技術の普及を加速させる必要性も指摘した。

欧州委員会は、「建設資材規則」の改正の目的として、次の4点を挙げた。

- 単一市場の円滑な運営と建設資材の単一市場内での自由な移動を確実なものとする。
- 建設資材の持続可能性の向上に取り組む。
- 建設のエコシステムによる気候・持続可能性目標の達成への貢献と、デジタル変革の受容を可能とし、競争力を高める。
- 規格の調和により、建設のエコシステムの競争力を向上させ、市場の障壁を撤廃する。

規則改正案は、円滑に機能する建設資材の単一市場を実現するため、より良い規格による技術の整合化が秘める可能性を活かし、規則の対象製品の取引における加盟国間の障壁を下げる、執行と市場監視の強化を強化するための手段を提案した。

(2) 適用対象と整合技術仕様の策定

同規則改正案は、適用対象の明確化のために、より包括的な定義と、他の法令との重複や齟齬の削除を提案。建設資材だけでなく建設で利用される3Dプリンター関連製品とサービス、建設資材の主要部品、単一世帯用プレハブ住宅も適用対象に含めた。その一方、昇降機や水まわりの器具は適用対象外であることが明記された。

⁵⁰ European Commission "Sustainable product policy & ecodesign" (2022年9月23日閲覧)

https://ec.europa.eu/growth/industry/sustainability/product-policy-and-ecodesign_en

CE マークについては、ジェトロ国・地域別情報「EU 輸入管理その他 CE マーク 詳細」も参照
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_02/pdfs/eu_p04_2B040_CEmark.pdf

⁵¹ "Communication from the Commission: An EU Strategy on Standardisation Setting global standards in support of a resilient, green and digital EU single market"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022DC0031>

同戦略については、ジェトロビジネス短信「欧州委、標準化における国際的な主導権確保に向けた戦略を発表」(2022年2月4日)も参照。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/ac13ca95a8fc9ec0.html>

⁵² 欧州標準化委員会 (CEN)、欧州電気標準化委員会 (CENELEC)、欧州電気通信標準化機構 (ETSI) の3団体。

なお、規則案は、セメント以外の中間材と、すでに現行の「エコデザイン指令」の作業計画に含まれているエネルギー関連製品でもある建設資材（例えば、暖房、ボイラー、ヒートポンプ、温水器、扇風機、冷房および換気システム、太陽電池製品）などについては、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」（「2. 持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」参照）の枠組みでの取り組みが優先されるとした。

建設資材の規格は、欧州委員会の要請に基づいて欧州標準化団体が定めるが、規則改正案は、標準化のプロセスに過度の遅れや規格に不備が発生した場合に、欧州委員会が委任立法によって整合技術仕様を決定できるようにすることを提案した。建設資材の既存の整合規格と欧州評価文書⁵³、欧州委員会による立法からなる既存の建設資材の規格の総体系（acquis：アキ）の大部分は、現行の「建設資材規則」の先行法である「建設資材指令」（すでに失効）⁵⁴に基づいている。そのため、現行規則が定める建設物（建物と土木構造物）の基礎的要件を満たしておらず、欧州委員会は、加盟国と産業界などの関係者と協力し、2020年から「建設資材規則アキ・プロセス」⁵⁵による、既存の整合規格の見直し作業に着手していた。「建設資材規則改正案」の成立後、欧州委員会が委任立法によって整合技術仕様を決定する場合、「建設資材規則アキ・プロセス」が議論の場となる可能性もある。

（3）建設物の持続可能性に関する基礎的要件の拡大

「建設資材規則改正案」は、整合技術仕様の基礎となる建造物の基礎的要件を、建設資材の「安全性」「機能性」「持続可能性」から規定した。この3分野は現行の「建設資材規則」と共通するが、表3が示すように、持続可能性に関する内容が拡大された。

⁵³ 「欧州評価文書」（European Assessment Document）とは、製造事業者が整合技術仕様の対象となっていない建設資材を流通させるために、加盟国が自国内で指名した技術評価機関（Technical Assessment Body：TAB）に「欧州技術評価」（European Technical Assessment：ETA）を求めた際、または、欧州委員会のイニシアチブに基づいて、技術評価機関の団体（Organisation of TABs）である欧州技術評価機構（EOTA）が作成し、欧州委員会の同意のもとに採択する文書。ETAの根拠となる。

⁵⁴ "Council Directive 89/106/EEC of 21 December 1988 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to construction products"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31989L0106>

⁵⁵ European Commission “Construction Products Regulation acquis”（2022年9月23日閲覧）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/construction/construction-products-regulation-cpr/acquis_en

表 3：「建設資材規則」と同改正案の建造物の持続可能性に関する基礎的要件の比較

現行の建設資材規則	建設資材規則改正案
<p>建造物は、天然資源の使用が持続可能となるように設計、建設、取り壊されなければならない、特に次を実現する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建造物、取り壊し後のその材料と部品の再利用またはリサイクル可能性 ● 建造物の耐久性 ● 建造物に環境と適合した一次原材料と二次原材料の利用 	<p>建造物とそのあらゆる部品は、ライフサイクル全体を通じて天然資源の使用が持続可能となるように設計、建設、使用、整備、取り壊されなければならない、特に次を実現する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境持続可能性の高い一次原材料と二次原材料の利用、および低い環境フットプリント ● 使用された原材料の全体量の最小化 ● 投入されたエネルギーの全体量の最小化 ● 飲用水と中水の使用量全体の最小化 ● 建造物、取り壊し後のその材料と部品の再利用またはリサイクル可能性

(出所) "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised conditions for the marketing of construction products, amending Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Regulation (EU) 305/2011" Annex I, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022PC0144>
 "Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2011 laying down harmonised conditions for the marketing of construction products and repealing Council Directive 89/106/EEC" Annex I, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011R0305>

「建設資材規則改正案」は、同案付属書 I の A-2 に記載された、地球温暖化のリスクやオゾン層への影響、水・土壌の富栄養化など、製造事業者に対して、製品の環境に関する特性を公表する追加的な義務も提案。さらに、特定製品を対象とする委任立法により、次の持続可能性に関する要件を適用することも提案した。

- 環境と気候の持続可能性が最先端の水準に達するように製品と包装を設計すること。
- リサイクル材およびリサイクルから生産された材料を優先すること。
- リサイクル材の最低含有量に関する義務や整合技術仕様に記載された環境持続可能性に関する基準値を順守すること。
- 製品の早期の陳腐化を防止し、信頼できる部品を利用し、耐久性が各製品カテゴリーの平均を下回らないように製品を設計すること。
- 簡単に修理、回収、更新できるように製品を設計すること。

(4) 製品の EU 要件の順守

規則改正案では、製造事業者は建設資材が EU の要件を満たしていることを証明するため、性能宣言書 (declaration of performance) と自己宣言 (declaration of conformity) を作成し、

CE マークを添付することが求められた⁵⁶。また、製造事業者は、意図する利用方法と、性能と要件への適合を証明するのに必要なすべての要素を記述した、技術書類（technical documentation）一式を作成する。使用済み・再製造・余剰の製品を除き、この技術文書には、整合技術仕様に基づく、環境持続可能性の評価も含まれることとなる。

（5）期待される企業への効果

欧州委員会は、「標準化プロセスの改善」「ルールの明確化」「製品の再利用へのインセンティブ」「加盟国による追加的な要件の策定の抑制」「全ての加盟国の製造事業者、特に中小企業への公正な競争環境の創出」などによって管理上の負担が軽減され、法令順守のコストが最小化されると期待を示す。さらに、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」などとの調整により、企業、特に中小企業における unnecessary コストの発生を防ぎ得るとした。

規則改正案は、将来的に、すべての情報と文書をデジタル形式（例えばデジタル製品パスポート）によって処理、保存、共有し、情報システム上で入手できるようにすることも提案。欧州委員会は、これにより、サプライチェーン上の透明性の向上、「建設資材規則」と関連するデータの「デジタル建物台帳」（建物のデータの共通の公共の登録簿）⁵⁷への保存、「建物のエネルギー性能指令」⁵⁸などの法令で要求される計算への利用が可能となり、市場監視も容易になると期待を示した。

このほか、同規則改正案は、国境を越えた取引を行わない、マイクロ企業に対して加盟国が「建設資材規則」の一部の義務を免除することも可能とすることも提案した。

（6）ステークホルダーの反応

建設部門の中小企業と手工業を代表する欧州建設事業者連合（EBC）は2022年3月31日、声明⁵⁹を發表し、「建設資材規則改正案」による整合規格の策定プロセスの停滞の解消への期待を表明。持続可能性の要件の統合を歓迎し、デジタル化による行政手続きの簡素化にも賛成したが、規格標準化における欧州委員会の役割の拡大に懸念を示し、欧州委員会の介入は限られた場合の最後の手段としてのみ認められるべきだとの立場を表明した。

⁵⁶ 建設資材規則の適用については、ジェトロ調査レポート「自己宣言のための CE マーキング適合対策実務ガイドブック」（2018年3月）も参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/34c198d9628fe97f/ce201803rp-rv.pdf

⁵⁷ 「デジタル建物台帳」については、ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

⁵⁸ "Directive (EU) 2018/844 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive 2010/31/EU on the energy performance of buildings and Directive 2012/27/EU on energy efficiency", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018L0844>

⁵⁹ EBC "Construction Products Regulation: European Commission publishes its CPR revision proposal" 31 March 2022, <https://www.ebc-construction.eu/2022/03/31/construction-products-regulation-european-commission-publishes-its-cpr-revision-proposal/>

建設資材の製造事業者の団体である CPE は 2022 年 7 月 12 日、「建設資材規則改正案」に関するポジションペーパーを発表⁶⁰。建設資材の単一市場への支援や循環性の原則・環境持続性目標の統合、規格策定を中心とした取り組みなどを歓迎。一方、3D プリンターは、製造方法にかかわらず、性質と性能によって規定し得る建設資材とは言えないため、適用対象から除外することを推奨。また、規格の策定が遅延した場合などに欧州委員会による整合技術仕様の採択を可能とすることについては、EU の規格標準化の仕組みを損なうことのないよう、例外的な状況でのみ利用できるようにすることを求めた。このほかにも、耐久性と修理可能性、リサイクル可能性などの循環性の原則についても、実施方法を同規則案に明確に定めるべきなどの指摘を行った。

5. グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメント

(1) 概要

欧州委員会は、循環型経済に関する政策パッケージにおいて、「消費者の権利指令」⁶¹と「不公正商慣行指令」⁶²を改正する指令案も発表した⁶³。欧州委員会は、コミュニケーション「循環型経済行動計画」（2020 年 3 月）および新たな「消費者アジェンダ」⁶⁴（2020 年 11

⁶⁰ Construction Products Europe (CPE) "Our comments to the proposal for a revised Construction Products Regulation" 12 July 2022, <https://www.construction-products.eu/publications/our-comments-to-the-proposal-for-a-revised-construction-products-regulation/>

⁶¹ "Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011L0083>

⁶² "Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive')", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32005L0029>

⁶³ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022PC0143>

European Commission "Circular Economy: Commission proposes new consumer rights and a ban on greenwashing" 30 March 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2098

⁶⁴ "Communication from the Commission: New Consumer Agenda Strengthening consumer resilience for sustainable recovery", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0696>

European Commission "New Consumer Agenda: European Commission to empower consumers to become the driver of transition" 13 November 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2069

月 13 日) を発表し、グリーンへの移行に向けた消費者のエンパワーメントのための消費者ルール改正を打ち出していた。改正指令案は、「消費者が製品の耐久性や修理可能性についてより良い情報を得られるようにすること」や「消費者の持続可能な購入行動を妨げる商慣行から保護すること」により、欧州グリーン・ディールの気候・環境目標の達成に必要な消費者の行動の変化を支援することを目的とする。

欧州委員会は、改正指令案の作成にあたり、約 1 万 2,000 人の消費者と企業、消費者の専門家と加盟国の監督当局を対象とする諮問を実施。消費者がグリーンへの移行に取り組む上で、製品の環境訴求の信頼性の確認が非常に困難であることや、消費者の約半数が、価格がより高くとも、寿命の長い、修理の必要がない製品を購入する意思があることを明らかにした。さらに、消費者が、製品の早期の陳腐化、グリーン・ウォッシュ、透明性や信頼性に欠ける持続可能性ラベルやデジタル情報ツールなどの持続可能な選択を妨げる不公正な商慣行に直面していることも明らかとなった。

改正指令案は、製品の設計耐用期間や、どのような修理が可能であるかについての情報について、消費者の知る権利を保証し、消費者が製品購入にあたって、情報に基づいた環境に配慮した選択をできるようにすることが目標となる。また、グリーン・ウォッシュと製品の耐久性について、消費者の誤解を招く慣行を禁止し、信頼できない、グリーン・ウォッシュからの消費者保護の強化を図る。

(2) 製品の耐久性と修理可能性の情報に関する新たな権利

「消費者の権利指令」に関しては、製品の耐久性と修理可能性に関する消費者への情報提供を、事業者に対して義務付けることが主な改正点となる。

- 耐久性：生産者が 2 年以上の耐久性の保証を提供する場合、販売者はその情報を消費者に通知しなければならない。また、エネルギー使用製品（使用にあたって、電力または化石燃料、再生可能エネルギー源のエネルギーを必要とする製品）は、耐久性の保証に関する情報が製造者によって提供されていない場合、販売者は消費者にその旨、通知しなければならない。
- 修理と更新：販売者は、例えば、修理しやすさを EU 法に基づく方法で評価した修理可能性のスコアがあるならば、そのスコアや、製造者が提供する交換部品の情報や修理用の説明書など、修理に関する情報を提供しなければならない。スマート機器やデジタル・コンテンツ、デジタル・サービスについても、製造者によって提供されるソフトウェアの更新情報を消費者に提供しなければならない。

製造者と販売者は、包装やウェブサイトでの製品の説明などにおいて、消費者への情報提供に最適な方法を決定することが要求される。ただし、いずれの場合も、購入前に明確かつ分かりやすく情報提供を行わなければならない。

(3) グリーン・ウォッシュと早期の陳腐化の禁止

改正指令案は「不公正商慣行指令」が禁じる虚偽の情報や詐欺的な表示を利用した誤解を招く商慣行について、対象となる商品の特性を環境と社会への影響、耐久性、修理可能性まで拡大。また、明確かつ客観的で検証可能なコミットメントや目標のない、独立した監視システムの欠如した環境訴求が、消費者が取引を決定する決め手となるような場合も誤解を招く商慣行と見做すことを提案した。さらに、同指令が禁止する不公正な商慣行のリストに、以下の点を追加することを提案した。

- 第三者による認証に基づかない、または、公的機関が作成したものではない持続可能性ラベルを貼付すること。
- 事業者が、優れた環境性能を証明することのできない一般的な環境訴求を行うこと（例えば「環境にやさしい (environmentally friendly)」、「エコな (eco)」、「グリーンな (green)」といった言葉を用いるなどして、環境性能が優れていると誤った印象を与えるもの）。
- 実際は、製品の特定の要素に過ぎないにもかかわらず、製品全体について環境訴求を行うこと。
- EU市場のある製品に関連する製品カテゴリー全体に適用される法令によって課された要件を、事業者が提供する独自の機能であるかのように表示すること。
- ソフトウェアの更新によって、デジタル技術を組み込んだ製品の使用に悪影響が生じることを通知しないこと、またはソフトウェアの更新によって、一部の機能は改善するものの、他の機能に悪影響が生じることを消費者に通知しないこと。
- 製品に耐久性を限定するために導入された機能が存在することを。消費者に通知しないこと。
- 実際は、使用時間や使用の強度によって耐久性が限られていないのに、限られているように主張すること。
- 修理が不可能であるのに修理が可能だと表示すること、また、合法的ではあるが修理が不可能であることを通知しないこと。
- 技術的な理由で必要となるより早い時期に、消費者に消耗品を交換させるように仕向けること。
- もともとの生産者によって提供されたものではない消耗品や交換部品、付属品を利用した場合に、製品の機能が限定されるように設計されていることを通知しないこと。

(4) 期待される効果

欧州委員会は、改正指令案により、事業者の法的な見通しが改善され、製品のグリーン・ウォッシュと早期の陳腐化に対する法の執行がより容易になることに期待を示した。さらに、より公正な環境訴求を実現することにより、消費者は競合製品の中から、より良い製品を選択することが可能となり、環境持続可能性の高い製品の提供に向けた企業間の競争を促進し、

環境への悪影響の抑制につながると期待を示した。また、同指令が成立し、国内法に反映されることで、違反が発生した場合は「消費者代表訴訟指令」⁶⁵に基づく手続きを利用した救済措置も利用できるようになる。

なお、欧州委員会は、2050年までの気候中立の実現には、消費者と企業によるより持続可能な消費と生産が欠かすことができないとの立場から、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」（「2.持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」参照）に加えて、環境訴求の裏付けに関するイニシアチブや、修理する権利に関するイニシアチブ⁶⁶など、消費者ルールに関する改正指令案を補完するイニシアチブも並行して進めている。改正指令案が購入に先立って修理可能性についての情報を入手できるようにし、早期の陳腐化などの不公正な商慣行から消費者を保護する一方、修理する権利に関するイニシアチブは、製品の購入後の修理を促進することが目的となる。

また、欧州委員会は2022年2月23日、人権と環境の尊重と、持続可能かつ責任ある行動を促すため、一部企業に対して持続可能性に関するデューディリジェンスを義務化する「企業持続可能性デューディリジェンス指令案」を発表。また、企業に対して自主的に法令の要件を上回る水準の持続可能な消費を促す「持続可能な消費誓約」⁶⁷など企業のグリーンへの移行の支援にも取り組んでいる。

⁶⁵ "Directive (EU) 2020/1828 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2020 on representative actions for the protection of the collective interests of consumers and repealing Directive 2009/22/EC", <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32020L1828>

消費者代表訴訟指令については、ジェットロ・ビジネス短信「EU理事会、消費者代表訴訟指令案に合意」（2019年11月29日）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/11/c301405b30ece5eb.html>

⁶⁶ European Commission "Sustainable consumption of goods – promoting repair and reuse" (2022年9月23日閲覧), https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13150-Sustainable-consumption-of-goods-promoting-repair-and-reuse_en

⁶⁷ European Commission "Sustainable Consumption Pledge" (2022年9月23日閲覧) https://ec.europa.eu/info/policies/consumers/consumer-protection-policy/sustainable-consumption-pledge_en

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220030>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5569

E-mail：ORD@jetro.go.jp